

工事一般競争入札に係る技術者等の配置について

平成26年5月より、一般競争入札で発注する工事案件について、配置可能技術者数が入札案件よりも少ない場合であっても、それぞれの入札に参加できる措置を実施します。

これまで入札参加にあたっては、入札前までの配置技術者確保が必須の条件となっていました。これからは、配置可能技術者を同日開札の他の案件と重複して配置予定することを可能としました。なお、落札決定し技術者の配置が決まった時は、その後の開札予定の重複配置案件に提出した入札書は無効となります。（法令等に定める技術者等配置義務を緩和するものではありませんので、ご注意ください。）

これにより、より多くの案件への入札参加が可能となりますので、活用してください。

1 対象工事

平成26年5月1日以降に公告した、開札日が同日で同業種の案件

2 配置技術者調書の提出方法

案件ごとに工事概要書に記載された方法によります。

3 配置予定技術者の決定

開札順に落札候補者及び配置技術者を決定します。

なお、同一人で複数の工事に配置技術者調書を提出している場合については、当該技術者等の配置が決定した後の同技術者等配置予定案件に係る入札は無効とします。また、原則として調書提出後の配置技術者等の変更は認めませんので、提出にあたっては十分に注意してください。

4 その他

開札の結果によっては、配置技術者等の兼任が予想される場合（法令等により兼任が認められる場合に限る。）には、配置技術者調書の提出に併せて、「現場代理人兼任届」、「主任（監理）技術者兼任届」、「営業所専任技術者兼任届」のうち該当するものを提出してください。

（綾瀬市管財契約課）